

国外運転免許証の発給手続

日本の運転免許証をもとに、外国（ジュネーブ条約加盟国）で運転する免許証の交付を申請することができ、我が国の発給する国際運転免許証は、道路交通法上で「国外運転免許証」と規定されています。

免許証の住所を広島県内に有する方が対象です。

免許証の住所が広島県外の方は、広島県内の住所に変更が必要（国外免許証の発給申請と同時手続可能）です。

国外で運転する際は、国外運転免許証とともに日本の運転免許証の携帯が必要です。

マイナ免許証のみを保有している方は、従来の運転免許証の交付を受けることをおすすめします。

受付場所・日時

広島県運転免許センター・東部運転免許センター

月曜日から金曜日 8：30 ～ 11：30 および 13：00 ～ 16：00

※ 土曜日、日曜日、祝日、振替休日、12月29日から翌年1月3日の間は手続できません。

持参物

○ 運転免許証・マイナ免許証

○ 手数料 2,250 円

令和8年10月1日から、現金に加えて、クレジットカードやコード決済がご利用いただけます。

○ パスポート又はeチケット

※ スマートフォン等の画面での確認はしていません。

パスポートは原本を、eチケットは印刷したものをご持参ください。

○ 申請用写真1枚

縦4.5cm×横3.5cm、6か月以内に撮影したもの、無帽・無背景、正面・上三分身

※ 詳しい規格については、「免許証用の写真の規格等について」をご確認ください。

○ 記載事項変更の証明書類（住所・氏名等に変更のある方）

変更内容を証明する証明書等が必要です。詳細は「記載事項変更の必要書類一覧」をご参照ください。

注意事項

○ 連休等の長期休暇前は、多くの方が来庁するため混雑します。

混雑時等は、交付までに時間を要する場合があります。

○ 国外運転免許証の有効期間は発給日から1年間です。

○ 運転免許証の有効期間切れ、または無効になると、国外運転免許証も効力を失います。

○ 申請者ご本人が来庁の上、申請してください。

ただし、申請者がすでに海外渡航している場合は代理申請できます。

※ 代理申請についての詳細は、運転免許センターへお問い合わせください。

○ 不要になった国外運転免許証は、運転免許センター又は警察署へ返納してください。

※ 警察署の受付時間は平日9：00～12：00および13：00～16：00です。

○ 免許センター内にはATMはありません。